

今の法律では次の苛酷な事故も大汚染も防げない

# 「放射能汚染防止法」を制定しよう

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

## 〈 このパンフレットの構成 〉

### その1 公害被害者が生み出した短い法律

- \* 40年前公害被害者が生み出した短い法律を紹介します。
- \* 法律の役割と重要性をイメージするのに役立ちます。

### その2 Q & A 「放射能汚染防止法」を制定しよう

- \* 現在の法律では次の大事故・大汚染や脱原発後の汚染にも対応でないことを説明します。
- \* 原発推進のために作られた現行法を汚染防止の法律に転換する必要性を説明します。

### 付属資料

- ① 放射能汚染防止法（案）要点
- ② 公害犯罪処罰法の改正（案）骨子

①は本格的な放射能汚染防止法の制定をめざした内容です。②は現在ある法律を緊急に改正させる内容です。現在の電力会社や政府機関の無責任な振る舞いによる事故・汚染の危険性に対処しようとするものです。

## 〈 公害関係法と原子力関係法 〉

### 公害関係法

環境基本法  
大気汚染防止法  
水質汚濁防止法  
土壌汚染防止法  
農用地土壌汚染防止法  
その他

公害を罰則をもって規制  
放射性物質適用除外規定あり

公害犯罪処罰法 注①

注①この法律に放射性物質を除外するという明文の規定はない。

### 原子力関係法

原子力基本法  
原子炉等規制法  
原子力災害対策特別措置法  
特定放射性廃棄物最終処分法  
原子力損害賠償法  
放射線障害防止法  
その他

原発開発利用の法体系  
公害規制法に対応する法律なし

注：法の空白＝公害物質である放射性物質を「公害として規制」する法律がない。

# その1 公害被害者が生み出した短い法律

最初にひとつの短い法律を紹介します。たった7つの条文しかありません。略称「公害犯罪処罰法」です。何度も読み直してみてください。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四五・一一・二五 法第一四二）  
施行昭和四六・七・一（附則）

（目的）

第一条 この法律は、事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

（故意犯）

第二条① 工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。②前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（過失犯）

第三条① 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。②前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

（両罰）

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（推定）

第五条 工場又は事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによっても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において、その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体に危険が生じているときは、その危険は、その者の排出した物質によつて生じたものと推定する。

（公訴の時効期間）

第六条 第四条の規定により法人又は人に罰金刑を科す場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

（第一審の裁判権）

第七条 この法律に定める罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

まるで、放射能汚染に対して作られたような法律だと思いませんか。

この法律は、1970年（昭和45年）に成立した法律です。その翌年、福島第一原発事故から、ちょうど40年前の1971年（昭和46年）に施行されました。

1970年というのは「公害国会」のあった年です。14の公害関係の法律が成立しています。この公害犯罪処罰法もそのひとつです。

差別や偏見のなかで、深刻な公害に苦しみながら勝ち取った法律です。

この法律は、当時の被害者自身のために直接役立つ法律ではありません。「自分たちと同じ思いをさせたくない」という願いが生み出した法律です。

ところが、この法律はほとんど活用されていません。最高裁が事故による有毒物の漏洩事件について、「事業活動の一環としての排出」ではないから適用がないとしたためです。

しかし、たった7カ条の短い法律は、放射能汚染防止の力強い味方に変貌させることができます。この法律は、放射能汚染防止法制定に向けて大きな役割を果たしてくれるでしょう。

私たちは、福島第一原発事故の汚染に加え、次の原発事故による大汚染の危機に直面しています。

現在の法律は、この危機に対処できるものになっていません。原子力推進の法体系を放射能汚染防止の法体系に組み直していかなければならないのです。放射能汚染防止法を制定しましょう。

その前段階として、目前の危機に対処するため「公害犯罪処罰法」を改正し、放射性物質に適用させましょう。

## その2 Q&A 「放射能汚染防止法」を作ろう

### 1 今、我々が直面している現実

**Q** 以前はあまり関心はなかったのですが、福島第一原発事故が起きて、私も脱原発政策に転換すべきだと思うようになりました。急には無理でも、政府は脱原発政策を示して国民を安心させてほしいですね。少なくとも新規の原発建設はやめるべきではないですか。

**A** 漠然とそのように考えている人が多いようです。しかし、残念ながら現実はまだ深刻なのです。

**Q** どういうことですか。

**A** 日本には54基の原発があります。高速増殖炉の「もんじゅ」を入れると55基です。これから老朽化の時代に入ります。これらの原発が廃炉になるまで安全に稼働すると考えられますか。次の事故の危険性が強く指摘されているのです。

福島第一原発事故は歴史上「最後の事故」ではないのです。起こり得る事故のひとつだっただけに過ぎないのです。

また、原子炉の稼働を停めた後も、燃料棒は高熱を出し続けます。冷やし続けなければなりません。空焚き状態になれば大事故を起こすのです。

**Q** 脱原発イコール事故は起きない。新たな汚染はないとは言えないのですね。

**A** 全く言えません。脱原発は最終目標ではないのです。脱原発は汚染なき脱原発でなければならぬし、その後も永い汚染との戦いが続くのです。

更に、日本の原発は広島型原爆100万発分を越えるような放射性物質を「生産」してしまったのです。これさえ手に負えない状態のところ、今ある原発の稼働を続け、更に増やすことは将来に対する大きな犯罪行為です。

**Q** そういう見方は、原発の再稼働問題でも考える必要がありますね。

**A** 目先のことで決められては、将来の人に、とてつもない負担を負わせることになります。

**Q** 福島の事故以来、汚染のすさまじさに驚き、他の原発は大丈夫か、食べものの安全はどうなるのか・・・日々の報道に振り回されがちですが、今どんな問題に直面しているのか、今後どうすればよいのか、課題を少し整理してもらえますか。

**A** キーワードは「汚染」です。福島第一原発事故の汚染だけでなく、次の事故による大汚染や、生産されてしまった膨大な放射性物質による汚染問題に直面しているのです。

やや具体的に課題を五つに分けて整理したらよいと思います。

第1は、福島第一原発事故の汚染から人、環境、食料などを守る課題

第2は、現在以上に放射性物質という汚染物質を増やさない課題

脱原発とそのスケジュールに直結する問題です。

第3は、事故による次の大汚染を起こさせない課題

運転中はもちろん原発停止後も長期にわたる課題です。

第4は、蓄積した放射性物質を長期に管理し汚染を防止する課題

使用済燃料など運転から生じた物の他、除染により集積した物も含めた課題です。

第5は、放射性廃棄物（特に高レベル）の安全な処分方法を研究する課題

安全な地層処分は証明されていないので研究段階の課題になります。

五つの課題に共通するのは「汚染防止」という課題です。

福島第一原発事故で浮き彫りになったことがあります。現在の法律では、上の五つの課題に対処できないということです。

**Q** でも、環境関係や原子力関係の法律はあるわけだし、対処できないというのは？

**A** その法律が問題なのです。法律というと、地味でややこしいので敬遠しがちです。しかし、「法律の空白」を放置してきたことと、福島第一原発事故は無縁ではないのです。専門家に任せず自分の問題として考えてほしいと思います。

**Q** 法の空白？ どういうことですか。

**A** 次の2でまとめることにします。

## 2 法の空白

Q 普通、福島原発ほどの事故があったら、警察の現場検証があったり、責任者が逮捕されたりするのに、何もないのが変だとは思っていました。関係ありますか？

A あります。放射性廃棄物は公害規制の対象から外されているためです。

日本には、環境基本法以下、環境保護・公害関係の法律が制定されています。一連の法律はブラジルの環境サミットのころに現在の体系に整備されました。

ところが、この環境関連法から放射性物質は適用除外になっています。まず「環境基本法」です。環境を守っていくための、最も基本的な法律です。関係の条文はこうなっています。

### 環境基本法

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

大気、水、土壌、放射性物質は除かれています。

農家の人にとって重要な二つの法律を見よう。

### 土壌汚染対策法

第二条 ①この法律において、「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

### 農用地の土壌汚染防止等に関する法律

第二条 ③この法律において「特定有害物質」とは、カドミウム等の物質が農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康をそこなう恐れがある農畜産物が生産され、または農作物の生育が阻害される物質（放射性物質を除く。）であって、政令で定めるものをいう。

それぞれの法律には罰則規定がありますが、公害には独立した刑罰法もあります。

### 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

(この法律は、このパンフレットの最初に全文紹介してあります。)

公害と法律について理解に役立ちます。もう一度条文に目を通してください。

この法律は、放射性物質を除くとは書かれていませんが、当時の公害対策基本法（現環境基本法）が放射性物質を適用除外にしていた関係で、今も適用除外扱いです。

立法当初、この法律は事業者甘いという批判がありました。たとえ甘い法律でも、放射性物質にこの法律が適用されていれば、地震列島の日本に55基もの原発は作れなかったでしょう。というよりは、原発の建設自体あきらめていた可能性もあります。

Q 福島の事故後の原発政策も大きく違っていただけでしょうね。

A この法律の適用があれば、現場検証があり、逮捕者が出るという動きになっていたでしょう。再稼働どころか、全ての原発をすぐ停めろという、世論の動きにもなっていたと思います。

Q 事故後の、関係者の無責任な言動がわかってきました。原発関係の法律には、環境・公害関係の法律に対応する、特別な規定はないのですか。

現在の原子力関係の法律を簡単に紹介してください。

A 骨格となる法律は次のとおりです。

- ① 原子力基本法
- ② 原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）
- ③ 放射線障害防止法（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）
- ④ 原子力災害対策特別措置法

- ⑤ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
- ⑥ 原子力損害賠償法（原子力損害の賠償に関する法律）

上の①の原子力基本法は要するに原発を作るために1955年に制定された法律です。第1条に「原子力の研究、開発及び利用を推進する」という目的が書かれています。この法律制定が日本の原発政策のスタートとなり、現在の原発大国に至ったのです。

②の原子炉等規制法は原発の設置許可や安全規制などの基本的事項を定めています。しかし、原発事故のような環境汚染を規制し、処罰するような規定はありません。原子力災害特別措置法も汚染自体を規制する法律ではありません。放射線障害防止法も事故による被曝や汚染を予定したものではありません。

公害犯罪処罰法に対応する法律もありません。

- Q 「法律の空白」というのは、「責任がない」ということですね。公害犯罪処罰法はわかりやすいし、核心を突いているように思います。理解の手がかりになりますね。
- A この法律を放射性物質に適用できるように改正させ、それを突破口にしながら、「汚染なき脱原発」に向けて放射能汚染防止法制定運動を進めていきましょう。

### 3 危険通報制度 — 「想定外」の責任逃れを許さない制度 —

- Q 菅元総理が、辞任後、東電の社長が事故を放置して、作業員を引き上げさせようとしていたことや関東から3,000万人をどうやって避難させるか、恐怖したと言っていますね。そんな現実があるのに、電力関係者も政府の関係者も責任感が薄いですね。感覚が鈍っていませんか。そこが不気味に感じるのですが。
  - A まったくです。他人ごとのような態度に感じます。
  - Q 危険性が指摘されていたのに「想定外」と言って責任逃れをしていますね。これはなんとかならないのですか。こんな無責任なことでは次の事故も防げないでしょう。
  - A 地震や津波だけでなく、老朽化している原発の劣化の問題があります。圧力容器の劣化の問題では、事故の際、冷却するための注水が、逆に圧力容器を破裂させてしまうという専門家の警告もあります。
  - Q なぜ、そのような意見を取り入れようとしないで、無視したり軽視するのでしょうか。
  - A 現在の原発関係の法律には「責任」という柱が抜け落ちているからです。先に延べた「法の空白」の問題です。無視しても軽視しても、責任を負わないということに慣れてしまっているのです。
  - Q こんなことを許してきた我々にも責任がありますね。
  - A 子どもたちや、これから生まれてくる人に大きな罪を犯しました。まともな法律も作らずに世界第3の原発大国にしてしまったのです。今後の汚染を防止するのは我々の義務です。
  - Q 責任を負わせるような仕組み作りは、急がないといけませんね。当面次の事故を起こさせないことが重要ですね。効果的な方法は考えられますか。
  - A 現状を直視すると「危険通報制度」が浮かんできます。多くの専門家たちが想定して警告しているような情報を「想定外」とすることを許さない制度です。地震や原子炉の構造的欠陥などの危険性に関する情報を通報させ、これを科学的に検討評価させ、無視や軽視して事故に結びついた場合は重い刑事罰等を科す制度です。
  - Q 公害犯罪処罰法にこの制度を取り入れられるだけでも大きな効果がありそうですね。しかも分かりやすいし、多くの人に納得してもらえそうですね。
  - A 公害犯罪処罰法に「過失犯」ということばが見えます。これは避けることができたのに避けなかった場合に成立します。通報制度によって「想定外」だったから避けられなかったという言い逃れを許さないことができます。
- 将来は国民が起訴に係わることのできる「私訴」という制度や「準起訴」という制度にもつながっていきます。
- 当面の緊急課題として、公害犯罪処罰法の改正をめざしましょう。同時に本格的な放射能汚染防止法の制定に向けて運動を広げていきましょう。

# 「放射能汚染防止法」(案) 要点

(「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会)

## 必要性と基本構想

### 1 立法の必要性

- ① 福島第一原発事故後、既存の原子力基本法以下の「原発推進のため法体系」は役に立たなくなった。今後は、「汚染なき脱原発」「汚染なき廃棄物の管理・処理・処分」が政策の中心課題である。既存の原発関連法に代えて「汚染防止のための法体系」に全面的に組み直す必要がある。
- ② 既存の法体系のもとで、場当たりの、間に合せる法律で対処することは、福島第一原発事故の汚染対策をあいまいにし、脱原発を遅らせ、老朽化する原発の大事故・大汚染という目前の破滅的危機に対応できない。
- ③ 放射性物質を、環境関連法から適用除外している現行法を根本から見直し、放射性物質を環境汚染物質と位置付け、環境基本法以下の法体系に組み入れる必要がある。
- ④ 危険性に関する情報の隠蔽、無視、軽視に厳しく対処する法律が必要である。民事上刑事上の責任を負わせるのはもちろん、国民が有効に監視し責任を問える制度が必要である。

### 2 汚染防止法の基本構想

- ① 放射性物質を環境基本法以下の環境関連法に組み入れる。(環境関連法適用除外扱いの削除。)
- ② 原子炉等の安全基準は、汚染予防基準と位置付けて汚染防止法の体系に組み入れて規定する。
- ③ 汚染の原因となる事故などの危険要因について、危険通報制度を創設し、従来無視ないし軽視されてきた事故防止等にとって有益な情報の恣意的無視や軽視を排除し「安全神話」を払拭する。
- ④ 食品の放射能汚染規制には特別な法律が必要である。

## 第1 目的・規制対象・規制範囲など

### 1 目的

原子炉等設置者等の事業活動及びこれに付随する活動に伴う放射性物質による

- ① 環境（大気・土壌・海洋・工作物・植物など）の放射能汚染の防止
- ② 人の被曝（内部被曝・外部被曝）の防止
- ③ 農業・漁業その他の食料品の放射能汚染防止
- ④ 環境省による原子炉等設置者及び関係官庁に対する監督指示による放射能汚染防止
- ⑤ 除染義務  
その他

### 2 規制対象

- ① 現行原子炉等規制法の適用対象となる全ての事業
- ② 「原発事故」の防止は、放射能汚染防止法の重要な規制対象であると位置付けること。

### 3 電気事業法、原子力基本法などとの関係

- ① 電気事業法から原子力発電事業を切離すとともに原子炉等規制法は廃止して汚染防止法に組み入れること。
- ② 原子力基本法は、汚染防止法体系が整備され次第廃止するか、放射能汚染対策基本法の性格のものに変える。

### 4 組織

- ① 原子力委員会は廃止して、放射能汚染防止法に「放射能汚染防止委員会（仮称）」を設ける。  
放射能汚染防止委員会は、「汚染なき脱原発」と「汚染なき放射性物質の管理、処理、処分」政策について、基本的方針、長期的計画、調査、研究等基本的事項について企画審議決定する。  
注：現在の原子力政策大綱ないし長期計画は当然なくなる。
- ② 原子力安全委員会は廃止して、放射能防止法に「放射能汚染防止のための規制・監視委員会（仮称）」（規制委員会と略称。）を設ける。  
規制委員会は、放射性物質による汚染・被害に関する規制（各事項略）について、企画審議決定し、原子炉等設置者を規制・監視し、危険通報制度を所管する。
- ③ 規制委員会に捜査・告発の権限を与える。

## 第2 規定の内容

### 1 原則規定

- ① 放射性物質が環境汚染物質であることを明示する。（「公害」に位置付ける。）
- ② 原子炉等設置者に対し放射性物質の漏洩による環境汚染防止義務を課す一般規定を設ける。
- ③ 「安全性ないし汚染防止は経済的ないし経営上の事由に優先する」原則を明記する。

### 2 排出規制基準

- ① 原子炉等設置者に対して日、月、年単位の放射性物質排出量制限規定を設け、これに違反した場合の、原子炉等の設置許可の取消や運転・操業の制限規定を設けること。
- ② 総量規制  
一定の地域に原子炉等の設備が複数設置されている場合の放射性物質の排出総量規制を観測方法を含め詳細に定めること。
- ③ 条例（上乘せ横出し）  
都道府県及び市町村の規制基準条例制定権（上乘せ横出し）を明記し、違反に対し原子炉等の運転・操業の停止命令権を認めること。

### 3 環境汚染予防措置規定

- ① 放射性物質による環境汚染予防措置を体系的具体的に定めること。
- ② 地震、津波等の自然的要因、工作物の構造その他の物理的要因、人為的要因などについて事業の種別ごとに放射性物質の漏洩を防止するための具体的な基準（以下「汚染予防措置基準」という）を設けること。（従来の各種安全指針などが定めてきた事項全てを含み、汚染防止の視点で組み直す。）
- ③ 規制委員会は、汚染予防措置基準に基づき必要な対策を原子炉等設置者及び関係機関に命じなければならないこと。
- ④ 何人も汚染予防措置基準が汚染防止に不十分であると考えるときは改正を申立てることができ、規制委員会は申立てに対し、調査し、調査の結果を理由・根拠

を示して使用した資料目録を付して申立人に知らせなければならないこと。

- ⑤ 規制委員会による原子炉等検査権、報告聴取権、捜査権、告発の義務を定めること。
- 4 汚染予防措置規定には特に次の内容を含むこと。（「危険通報制度」）
- ① 何人も（法人および任意の団体を含む）原子力施設から放射性物質が漏洩する原因となる危険性について国に対し通報する権利を有すること。  
放射性物質が漏洩する原因となる危険性には、原子炉等の構造的機能的欠陥、その損傷やその恐れ、人的安全態勢の不備・欠陥、地震や津波など自然的現象による放射性物質漏洩事故発生の可能性、飛行機事故、その他放射性物質による環境汚染の可能性ある事項すべてに及ぶこと。
  - ② 国（担当環境省）は、前記の通報を受けた場合は、即日原子炉等設置者および関係機関（国及び自治体など原子炉等の安全に関与する機関）に通知し、3日以内に公するとともに一般に周知する方法を講じなければならないこと。
  - ③ 前記通報を受けた原子炉等設置者は通報内容について、調査計画書を作成し通報から7日以内に公示し通報者に通知すること。  
調査の結果は1ヶ月以内に全文を公示し通報者に文書で知らせること。この場合調査に使用したすべての資料の目録と資料の評価内容を通報者に知らせ、何人も資料を閲覧できかつ資料の写は無償で交付を受けることができること。  
上記の期間内に調査が終わらない場合は、遅延の理由を付して国に延期の申請をし許可を得なければならないこと。延期の期間及び回数に制限を設けること。
  - ④ 規制委員会は国から前記通報の通知を受けたときは、通報内容について原子炉等設置者とは別に独自に調査し原子炉等設置者の調査結果の適否を審査し、必要に応じて再調査を命じ、安全上の必要があるときは原子炉等の運転使用の停止や改善を命じなければならないこと。
- 注：通報先はとりあえず「国」としておく。

### 第3 汚染除去義務及び保管施設

- 1 漏洩した放射性物質の発生者に対する汚染除去義務を定めること。
- 2 汚染除去義務規定には次の内容を含むこと。
  - ① 放射性物質の漏洩について排出者責任（漏洩者責任）を明記すること。
  - ② 放射性物質を漏洩した者に対する除染義務および放射性物質により汚染された物の引取保管義務規定を設けること。
  - ③ 原子炉等設置者には原子炉等の規模に応じて土壌その他の放射性廃棄物により汚染された物質を引取保管するための施設（以下「保管施設」と略称）の設置義務規定を設けること。この施設は、原子炉等が保有する放射性物質の量及び重大事故による拡散の度合いに応じて規模を定め、放射性物質の漏洩を防止できる仕様とすること。
  - ④ 保管施設が基準を満たさない場合は原子炉等の設置、運転、操業を禁止すること。既存の原子炉等については一定の期間内に保管施設の設置を義務付け、この期間内に条件を満たさない原子炉等は当然に設置、運転、操業の許可が取消されること。
  - ⑤ 何人も放射性物質で汚染された土壌その他の物質を保管施設に直接持ち込むことができること。原子炉等設置者はこれを拒否できないこと。持ち込むことのできる保管施設は排出者責任の例外として排出者以外の原子炉等設置者が設置した施設も含むこと。



## 第4 罰則

- 1 原子炉等設置者が故意又は過失により放射性物質を管理施設外に放出させたときの刑罰規定を設けること。罰則には公衆を放射性物質で被爆させる罪と環境を放射性物質で汚染する罪を、その程度に応じて体系的具体的に定めること。  
注：なお「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」の対象に放射性物質を含む内容の改正が先行している場合は本法に吸収させる。
- 2 被爆させる罪の結果致死傷に至った場合の被曝致死傷罪、環境汚染の結果財産の使用・利用が制限され、公共の施設（公有地、自然公園を含む）の利用・使用が制限された場合の汚染による財産等棄損罪を設けること。
- 3 罰則規定には次の内容を含むこと。
  - ① この罰則規定には、放射性物質の漏洩が前記第2記載の通報内容を見做し又は過小に評価し、必要な安全措置（原子炉等の運転停止を含む）を怠ったことと因果関係がある場合は、重過失放射性物質漏洩罪として、厳罰をもってのぞむこと。
  - ② 懲役刑に加え損害に対応する罰金を併科すること。
  - ③ 原子炉等設置者が除染義務規定に違反したときの罰則規定を設けること。
  - ④ 原子炉等設置者が法人である場合、法人と法人代表者を含む責任者個人の刑罰規定を設けること。
  - ⑤ 原子炉等設置者及び関係する国の機関の関係者による事実の隠蔽や虚偽の事実の公表やデータの改竄、危険情報の公表を怠る行為に対しては特に厳罰を規定すること。

## 第5 関連法令の改正、整備

- 1 環境関連法、原子力関連法の改正
  - ① 放射性物質による環境汚染防止法の制定と同時に、環境関連法を改正し、放射性物質対策を組み入れること。
  - ② 原子力関連法を改廃し、原子力開発利用の法体系から放射能汚染対策の法体系に組み直すこと。
  - ③ 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（放射線障害防止法）は、放射能汚染防止法の体系に組み入れた法律に改正すること。
- 2 食品放射能汚染防止法の制定
  - ① 放射能汚染防止法と整合性を持った食品放射能汚染規制法を制定すること。
  - ② 放射性物質による食品の安全規制については、食品衛生法とは別に独立の法律を制定し、規制基準を明確にするとともに、生産から消費にいたる具体的な検査体制や表示制度などを整備し、生産と販売が消費者に信頼される制度とすること。
  - ③ 全ての食品について放射線量の表示を義務付け、子ども・妊婦・年齢別区分による警告表示を義務付けること。
  - ④ 食品放射能汚染規制法の規制基準は、「しきい値」などの考えを排除し、低い値で規制すること。

# 公害犯罪処罰法の改正（案） 骨子

（「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会案）

## 必要性と基本構想

- ① 福島第一原発事故後、次の大事故の危険性が指摘、警告されている。しかし電力会社も政府・関係機関もこれに対応できていない。その大きな原因は、放射性物質を環境関連法から適用除外し、これに対応する法律が空白のまま放置されてきたことにある。
- ② 放射性物質は公害物質であり環境関連法の規制対象にする必要がある。しかし、原子炉の老朽化など緊急に対応を迫られている問題に対処するため、公害犯罪処罰法の対象にし、危険性に関する情報の無視や軽視を許さない制度を至急作る必要がある。
- ③ 危険性に関する情報を無視したり軽視した者の「想定外」の言い逃れを許さないために、危険性に関する通報制度を設ける必要がある。
- ④ 福島第一原発事故について、地震による影響が隠蔽されているのではないかという有力な指摘がある。現場検証もなく、証拠湮滅しても処罰もできない現状を至急改善する必要がある。

## 改訂すべき内容

- 1 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（公害犯罪処罰法）の「人の健康を害する物質」に放射性物質を含める。
- 2 同法の「工場又は事業場における事業活動に伴って・・・排出し、」を「工場又は事業場から・・・排出し」に改めること。（注①）
- 3 原子炉等（放射性物質を扱う全ての施設事業場）については特に危険性に関する通報制度を設けること。危険通報制度には、次の内容を含むこと。注②
  - ① 何人も（法人および任意の団体を含む）原子力施設から放射性物質が漏洩する原因となる危険性について国に対し通報する権利を有すること。放射性物質が漏洩する原因となる危険性には、原子炉等の構造的機能的欠陥、その損傷やその恐れ人的安全態勢の不備・欠陥、地震や津波など自然的現象による放射性物質漏洩事故発生の可能性、飛行機事故、その他放射性物質による環境汚染の可能性ある事項すべてに及ぶこと。
  - ② 国（担当環境省）は、前記の通報を受けた場合は、即日原子炉等設置者および関係機関（国及び自治体など原子炉等の安全に関与する機関）に通知し、3日以内に公するとともに一般に周知する方法を講じなければならないこと。
  - ③ 前記通報を受けた原子炉等設置者は通報内容について、調査計画書を作成し通報から7日以内に公示し通報者に通知すること。調査の結果は1ヶ月以内に全文を公示し通報者に文書で知らせること。この場合調査に使用したすべての資料の目録と資料の評価内容を通報者に知らせ、何人も資料を閲覧できかつ資料の写は無償で交付を受けることができること。

上記の期間内に調査が終わらない場合は、遅延の理由を付して国に延期の申請をし許可を得なければならないこと。延期の期間及び回数に制限を設けること。
  - ④ 規制委員会は国から前記通報の通知を受けたときは、通報内容について原子炉等設置者とは別に独自に調査し原子炉等設置者の調査結果の適否を審査し、必要に応じて再調査を命じ安全上の必要があるときは原子炉等の運転使用の停止や改善を命じなければならないこと。
  - ⑤ 罰則規定には、通報内容を無視し又は過小に評価し、必要な安全措置（原子炉等の運転停止を含む）を怠ったことと因果関係がある場合は、重過失放射性物質漏洩罪として、厳罰をもってのぞむこと。

注① 最高裁が事故による漏出事故に不適用とし、この法律の機能を失わせたことを立法により解決すること。解釈条項をおいてもよい。

注② 通報先はとりあえず国としておく。